⑹　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 13:00　5 February 2015 (tenders brought with 13:00　5 February 2015 or tenders submitted by mail 13:00　5 February 2015)

⑺　Contact point for tender documentation: Contract Division, General Affairs Department, Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1―1―1 Misaki-cyou Chuo-ku Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950―8801 TEL 025―280―8880 ex. 2527

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本案件はＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達工事です。

平成26年10月21日

独立行政法人日本スポーツ振興センター

契約担当役　理事長　河野　一郎

◎調達機関番号　576　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　国立霞ヶ丘陸上競技場等とりこわし工事（北工区）

⑶　工事場所　東京都新宿区霞ヶ丘町10番１号他

⑷　工事内容　国立霞ヶ丘陸上競技場　鉄筋コンクリート造、地上５階地下１階建、延べ面積約51,600㎡(北工区約24,000㎡)、日本スポーツ振興センター本部棟　鉄筋コンクリート造、地上４階地下２階建、延べ面積約4,500㎡、及び外構のとりこわし

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年９月30日まで

⑹　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑺　本工事においては、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下、「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている同一工種の構成員による特定建設工事共同企業体(以下、「共同企業体」という。)であること。

⑴　独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程（平成15年度規程第49号）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。

⑵　文部科学省における「一般競争参加者の資格」(平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、以下①②のいずれかを満たすこと。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てをした者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

①　建築一式工事で、1,190点以上（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては1,000点以上）

②　とび・土工・コンクリート工事で、950点以上（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては860点以上）

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てをした者（２⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

⑷　平成６年度以降に完成した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、一工事の合計延べ床面積4,000㎡以上かつ地上３階建以上の建築物のとりこわし工事又はとりこわしを伴う建築工事

⑸　共同企業体で参加する場合の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の構成員数は、２又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、出資比率が最も高い者とすること。

⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・一級建築士の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　平成６年度以降に、２⑷に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がされない場合は入札に参加できないことがある。

⑾　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、２⑽①③を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑿　申請書提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止を受けていないこと。また、「独立行政法人日本スポーツ振興センター競争参加者の資格等に関する細則」(平成15年度細則第35号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。

⒂　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒃　入札説明書の交付を受けた者であること。

3　入札手続等

⑴　担当部局　独立行政法人日本スポーツ振興センター　管理部調達管財課

〒107―0061 東京都港区北青山二丁目８番35号　電話03―5410―9140

受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで

⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法　平成26年10月21日（火）から平成26年10月31日（金）まで。

３⑴に同じ。

入札説明書の交付に当たっては無料とする。また図面等の交付に当たっては、入札説明書に従って購入するものとする。

⑶　申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法　平成26年10月21日（火）から平成26年10月31日（金）まで。

３⑴に同じ。

電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着）すること。

⑷　入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、場所及び方法　平成26年11月７日（金）から平成26年12月１日（月）12時00分まで。

３⑴に同じ。

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着）すること。

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書及び工事費内訳書の提出方法　入札書及び工事費内訳書は、平成26年12月１日（月）12時00分までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着）すること。

開札は、平成26年12月２日（火）10時00分

独立行政法人日本スポーツ振興センター本部事務所会議室（電子入札システム）において行う。